

特定非営利活動法人伊勢崎西部スポーツクラブ 会員規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは特定非営利活動法人伊勢崎西部スポーツクラブ（以下「本クラブ」）と称する。

(事務局)

第2条 本クラブは事務局を群馬県伊勢崎市連取町 3038-2 に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、広く一般市民に対し、スポーツクラブ運営やスポーツ教室、スポーツ交流大会などに関する事業を行い、誰もが気軽に、身近にスポーツ活動に参加できる環境を整え、市民の健康・体力増進、地域・世代を超えた新たなコミュニティ創出を図り「スポーツで元気なまちづくり」の実現に寄与することを目的とする。

第2章 会員

(会員の種類)

第4条 本クラブの会員は、次の3種とする。

(1) 正会員 (2) 活動会員 (3) 賛助会員

2 正会員は、本クラブの目的に賛同し、本クラブの事業を推進する個人・団体をいう。

3 活動会員は、本クラブの目的に賛同し、本クラブの事業に参加する個人・団体をいう。

4 賛助会員は、本クラブの目的に賛同し、本クラブの事業を支援する個人・団体をいう。

(会員の権利)

第5条 会員は、クラブの発行する会報の配布を受け、クラブの行うあらゆる事業に参加することができる。

第3章 入退会

(入会資格)

第6条 本クラブに入会できる者は、本クラブの目的に賛同し、本クラブが定める諸規定を遵守する者とする。

(除名)

第7条 本クラブは前条の要件を満たさない構成員について除名することができる。

(入会手続)

第8条 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込むものとする。

(会費の納入)

第9条 会員は、別に定める会費を納入するものとし、既納の会費は理由の如何を問わず返還しない。

(活動年度)

第10条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(退会)

第11条 本クラブは、会員で、年会費を納入しない者を、原則として退会とみなすことができる。

(ビジター会員)

第12条 ビジター会員は、別に定める参加費を納入することで、全ての事業に参加できる。

2 ビジター会員は、参加前に所定の手続きに従い、参加受付を行う。

第4章 雑則

(事故の責任)

第13条 会員は、本クラブの事業参加に際し、私物は自己の責任で管理するとともに、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い行動するものとする。これを無視して盗難、傷害等の事故が発生しても、本クラブ及び指導者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第14条 本クラブは、会員の活動中の傷害に備えるため、スポーツ傷害保険に加入する。

2 本クラブは、活動中の傷害について、スポーツ傷害保険の対象範囲内のみで対応するものとする。

3 未加入者の活動中の事故については、本クラブにおいて一切の責任を負わないものとする。

(個人情報)

第15条 本クラブの事業により得られた個人情報は、本人の許可なしに第三者に公開することはしないものとする。

ただし、サービスの種類によっては、必要な範囲で第三者に通知する場合がある。（例:当団体の保険に加入する場合、保険会社に情報を提供すること／活動中にケガをした場合に病院に情報を提供すること／クラブ活動運営上、関係機関に会員の名簿の提出が必要と判断された場合／イベント等の案内のために住所、氏名等を発送・運送業者に通知すること等）

（運営・管理）

第16条 本クラブは、本クラブ定款の通り、正会員をもって構成される総会並びに理事をもって構成される理事会において、運営・管理する。

（細則）

第17条 この規約に定めていない事項、運営上必要と認められる細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（変更）

第18条 この規約は、クラブの理事会の決議により変更することができる。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。